

【建設委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議2件）、本院議員提出1件、衆議院建設委員長提出2件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類245件のうち、2種類111件を採択した。

〔法律案の審査〕

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、住宅の構造等について一定の基準を満たす既存住宅の購入等に係る住宅金融公庫の貸付けについて利率の優遇及び償還期間の延長を行うとともに、同公庫の業務上の余裕金の運用対象を拡大し、あわせて同公庫の特別損失に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案は、密集市街地について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を緊急に図る必要性があることにかんがみ、都市計画に防災再開発促進地区を定めるとともに、耐火性能の高い建築物への建替えの促進、延焼等危険建築物の除却、防災街区整備地区計画制度の創設、土地に関する権利の移転等の促進、防災街区整備組合制度の創設等土地の所有者等の自主的な取組等による市街地の再開発を促進するための措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、緒方理事（共産）より居住安定計画の認定の申請に際しては、居住者等の同意を得なければならないこと、認定所有者が賃貸借の更新拒絶の通知をする場合についても借地借家法の正当事由に関する規定を適用することとする等を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決された。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し、都市開発資金及び住宅金融公庫による貸付けの貸付対象の拡大等を行うとともに、関係法律の規定の整備を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案は、最近における社会経

済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に関する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

河川法の一部を改正する法律案は、明治29年に旧河川法が制定されて以来、社会経済の変化に応じて幾たびかの改正を経て現在に至っている。しかし、近年、河川制度を取り巻く状況は大きく変化していることから、河川審議会答申に沿って所要の改正を行おうとするものであり、環境に配慮し、地域の実情に応じた河川の整備を推進するため、河川の総合的管理の内容の1つとして「河川環境の整備と保全」を位置付けるとともに、河川の整備に関し、長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画を定め、後者について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させるための手続を導入することとするほか、異常渇水時における水利調整の協議及び水利使用者相互間の水の融通を円滑化するための措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、小川委員（民緑）及び緒方理事（共産）のそれぞれより、河川管理者は河川やダムに関する記録を作成し公表すること、河川整備基本方針の決定に際しては、河川審議会、都道府県知事、市町村長の意見を聴くこと等を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案はいずれも否決し、多数をもって原案どおり可決した。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに平成9年度を初年度とする治山事業5箇年計画及び治水事業5箇年計画を決定することとするものである。

委員会においては、質疑、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は、長時間通勤の増大等をもたらしている都市構造の現状にかんがみ、都市計画において、土地の有効利用を図り利便性の優れた高層住宅の建設を誘導すべき地区を定め、地区の特性に応じた建築規制を行うとともに、共同住宅の共用の廊下等の容積に関する規制の合理化を行おうとするものである。

委員会においては、質疑の後、小川委員（民緑）より住居地域については高層住居誘導地区の指定対象から除外することとする等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決した。なお、付帯決議を付した。また、本案の審査に資するため、都内の視察を行った。

建築士法の一部を改正する法律案は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図るため、建築士事務所の開設者に対し書類の閲覧等を義務付けるほか、建設大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的として設立された団体を指定することができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成19年3月31日まで延長しようとするものである。

委員会においては、趣旨説明聴取の後、全会一致をもって可決した。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に5年延長しようとするものである。

委員会においては、趣旨説明聴取の後、全会一致をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月13日、亀井建設大臣から建設行政の基本施策について、伊藤国土庁長官から国土行政の基本施策について、稲垣北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策についてそれぞれ所信を聴いた。

2月21日、所信に対する質疑を行い、小選挙区制における公共事業予算の配分、住宅・都市整備公団の改革と民営化、首都高速道路公団の耐震補強工事における手抜き工事問題と検査の実態、25年にわたる琵琶湖総合開発事業の評価、新総合土地政策推進要綱と土地政策の目標、関連公共施設整備促進事業費と住宅・都市整備公団への投入額、公共事業批判についての見解、高齢化社会に向けた住宅・社会資本整備に関する取り組み姿勢等が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係予算中、総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫について審査を行い、政府から説明を聴いた後、公共工事の積算手法の妥当性と建設業の売上高営業利益率、社会資本整備の効率化、重点化と交通需要抑制等についての取組、公共投資の効果についての認識、住宅宅地関連公共施設整備のための制度の拡充と経費負担、平島栄・西松建設取締役相談役の談合行為を告発する内容の申告書提出問題等について質疑を行った。

なお、4月8日、密集市街地の整備に関する実情調査のため、また、5月13日、都市における河川環境の実情調査のため、それぞれ都内の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年2月13日(木) (第1回)

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件について亀井建設大臣から、国土行政の基本施策に関する件について伊藤国土庁長官から、北海道総合開発の基本施策に関する件について稲垣北海道開発庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成9年2月21日(金) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道総合開発の基本施策に関する件について亀井建設大臣、伊藤国土庁長官、稲垣北海道開発庁長官、政府委員、大蔵省当局、参考人首都高速道路公団理事長三谷浩君及び同公団理事原隆之君に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日(木) (第3回)

- 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第39号)について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日(月) (第4回)

- 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第39号)について亀井建設大臣、政府委員、大蔵省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第39号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、さき

反対会派 共産

- 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第64号)について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月21日(金) (第5回)

- 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第64号)について亀井建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第64号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑の一部
反対会派 民緑の一部、共産
欠席会派 さき

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月26日(水)(第6回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第15号)(衆議院提出)

以上両案について提出者衆議院建設委員長市川雄一君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

(衆第14号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、さき
反対会派 なし

(衆第15号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、さき
反対会派 なし

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について亀井建設大臣、政府委員、大蔵省、建設省当局及び参考人住宅金融公庫総裁高橋進君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第13号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑の一部、共産
反対会派 民緑の一部
欠席会派 さき

○平成9年3月27日(木)(第7回)

- 委嘱審査のため住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成9年度一般会計予算(衆議院送付)
平成9年度特別会計予算(衆議院送付)
平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(北海道開発庁、国土庁)、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫)について亀井建設大臣、伊藤国土庁長官及び稲垣北海道開発庁長官から説明を聴いた後、同大臣、両長官及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年4月17日（木）（第8回）

- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第31号）
（衆議院送付）

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上両案について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月24日（木）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第31号）
（衆議院送付）

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上両案について亀井建設大臣、政府委員、自治省、消防庁、公正取引委員会当局及び参考人住宅・都市整備公団理事梅野捷一郎君に対し質疑を行い、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第31号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、さき
反対会派 共産

（閣法第32号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、さき
反対会派 なし

○平成9年5月22日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 河川法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月27日（火）（第11回）

- 河川法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について亀井建設大臣、政府委員、農林水産省、林野庁及び水産庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第57号） 賛成会派 自民、平成、社民、さき
反対会派 民緑、共産

○平成9年5月29日（木）（第12回）

- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月3日（火）（第13回）

- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について亀井建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年6月5日（木）（第14回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について亀井建設大臣、政府委員及び参考人住宅・都市整備公団理事梅野捷一郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第85号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑の一部、さき
反対会派 民緑の一部、共産
なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月10日（火）（第15回）

- 建築士法の一部を改正する法律案（参第8号）について発議者参議院議員松谷蒼一郎君から趣旨説明を聴き、同君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（参第8号） 賛成会派 自民、平成、民緑の一部
反対会派 社民、民緑の一部、共産
欠席会派 さき

○平成9年6月17日（火）（第16回）

- 請願第862号外110件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第56号外133件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、良質な住宅ストックの形成・活用等を図るため、既存住宅、住宅改良に係る金利体系の見直し等を行うとともに、最近の金融情勢の変化に伴う繰上償還の急増に対応するための措置を講ずる等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 既存住宅融資に係る融資制度の改善

- (1) 高齢者に配慮した住宅等一定の良質な既存住宅の購入について貸付け金利を優遇する。
- (2) 耐久性のすぐれた既存住宅について償還期間を優遇する。

2 住宅改良融資に係る金利の見直し

改良工事の内容に応じて異なる利率を適用することとし、高齢者に配慮した住宅とするための工事等について貸付け金利を優遇する。

3 余裕金の運用方法の拡大

余裕金（住宅金融公庫に一時的に滞留する資金）の運用方法を拡大し、地方債及び政府保証債の保有並びに銀行への預金を可能とする。

4 特別損失金による繰延制度の改正

平成7年度以降の金融情勢の変化に伴う繰上償還の急増により必要となる補給金の平準化を行うため、特別損失金による繰延制度の改正を行う。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、密集市街地について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を緊急に図る必要性があることにかんがみ、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 防災再開発促進地区の設定

市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、密集市街地について特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として、防災再開発促進地区を定めるものとする。

2 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

- (1) 建築物の建替えをしようとする者は、その建替計画について防災上有効なものとして所管行政庁の認定を受けた場合には、建替えの費用について

補助を受けることができるものとする。

- (2) 所管行政庁は、延焼等危険建築物の所有者に対し、その除却を勧告することができるものとする。

また、当該勧告を受けた賃貸住宅の所有者が居住安定計画を作成して市町村長の認定を受けた場合には、当該賃貸住宅の居住者に対して公営住宅等への入居、家賃の減額等の措置を講ずるものとするとともに、当該所有者の居住者に対する賃貸借契約の更新拒絶等については、正当事由に係る借地借家法の規定は適用しないものとする。

- (3) 住宅・都市整備公団は、大都市の防災再開発促進地区において、地方公共団体の委託に基づき、市街地の整備に係る業務を行うことができるものとする。

3 防災街区整備地区計画制度の創設等

- (1) 市町村は、密集市街地の防災機能の確保等を図るため、都市計画に防災街区整備地区計画を定めることができるものとする。

- (2) 市町村は、防災再開発促進地区で定められた防災街区整備地区計画の区域内の土地について、防災機能の確保等を図るために必要な権利の移転等を促進するため、防災街区整備権利移転等促進計画を定めることができるものとする。

- (3) 防災再開発促進地区内の防災街区整備地区計画に定められた道が予定道路とされた場合、当該道路を建築基準法上の道路とみなして、接道義務の規定を適用するものとする。

4 土地の所有者等による自主的な市街地整備の取組の促進

- (1) 防災再開発促進地区で定められた防災街区整備地区計画の区域内において、土地所有者等が協同して公共施設の整備、耐火建築物の建築等を一体的に行う法人として、防災街区整備組合を設立することができるものとする。

- (2) 市町村長は、密集市街地における防災街区の整備に関する事業を行う者に対する情報提供等を行う公益法人を防災街区整備推進機構として指定することができるものとする。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第32号）

【要 旨】

本法律案は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し等を行うとともに、関係法

律の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅金融公庫法の一部改正

延焼等危険建築物として除却の勧告を受けた家屋の所有者等に対する代替家屋の建設等に必要な資金の貸付けを地すべり等関連住宅貸付金として追加するものとする。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

地方公共団体が防災街区整備推進機構に対して土地の取得に必要な資金の貸付けを行う場合における当該地方公共団体に対する貸付金制度の創設等を行うこととする。

3 都市再開発法の一部改正

市街地再開発事業の施行区域に高度利用地区と同等の建築制限が行われている防災街区整備地区計画の区域を追加するとともに、第2種市街地再開発事業について面積要件の引き下げ等の緩和を行うこととする。

4 その他

建築基準法、地方税法、都市計画法等の関係法律について所要の規定の整備を行う。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の活用を推進する観点から、不動産特定共同事業に係る規制の合理化を図るため、事業参加者がいわゆる投資の専門家である場合には、主に一般投資家の保護を念頭に置いた行為規制を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合については、事業実施時期の制限、金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止、不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時の書面の交付義務等を定めた規定の適用を除外することとする。
- 2 届出事務等の手続について負担の軽減を図ることとする。

河川法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要 旨】

本法律案は、環境に配慮し、地域の実状に応じた河川の整備を推進するため、河川法の目的と河川の整備に関する計画のあり方について見直すこととするほか、異常渇水時における水利使用の調整の円滑化のための措置等を講じようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 「河川環境の整備と保全」の河川の総合的管理の内容への位置付け
河川環境の整備と保全を積極的に推進するため、河川の総合的管理の内容の1つとして「河川環境の整備と保全」を位置付ける。
- 2 河川の整備計画制度の見直し
環境に配慮し、地域の実状に応じた河川整備の推進のため、現行の工事実施基本計画を長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画とに分け、次のように定めることとする。
 - (1) 河川整備基本方針
計画高水流量等基本的な事項について、河川管理者が河川審議会の意見を聴いて定める。
 - (2) 河川整備計画
ダム、堤防等の具体的な整備の計画について、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させて定める。
- 3 異常渇水時における円滑な水利使用の調整の実施
 - (1) 水利使用の調整の協議の円滑化
異常渇水時の早い段階から、水利使用者は、水利使用の調整について協議を行うよう努めなければならないものとする。また、その場合、河川管理者は必要な情報の提供に努めなければならないものとする。
 - (2) 水利使用者間相互の水の融通の円滑化
許可に係る水利使用の調整について、渇水時における円滑な水の融通を図るため、手続を簡素化する。
- 4 堤防やダム貯水池周辺の樹林帯の整備
堤防やダム貯水池の機能を維持・増進するため、堤防やダム貯水池周辺の一定の幅の樹林帯を、河川管理施設として整備する。
- 5 その他
 - (1) 水質事故処理等の原因者施行及び原因者負担
水質事故処理等について、原因者に処理させ、又はその費用を負担させることができるものとする。
 - (2) 不法係留対策の推進
不法係留船舶等の排除を促進するため、河川管理者が不法係留船舶等の売却、廃棄等の措置を行えるものとする。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、現行の5箇年計画に引き続き、新たに平成9年度を初年度とする治山事業5箇年計画及び治水事業5箇年計画を策定しようとするものである。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

【要 旨】

本法律案は、長時間通勤の増大等をもたらしている都市構造の現状にかんがみ、土地の有効利用を通じて良質な共同住宅の供給促進を図り、職住近接の都市構造を実現するため、高層住宅の建設を誘導すべき地区を定め、地区の特性に応じた建築規制を行うとともに、共同住宅の共用通行部分の容積率に関する規制の合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高層住居誘導地区の創設（都市計画法及び建築基準法の改正）

(1) 対象となる地域

都市計画に、高層住居誘導地区（以下「当該地区」という。）を定めることができるものとし、当該地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域でこれらの用途地域に関する都市計画において建築物の容積率が400%と定められたものの内において指定するものとする。

(2) 都市計画で定める事項

当該地区の都市計画には、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が全体の延べ面積の3分の2以上である建築物に係る容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）及び建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）を定めるものとする。

(3) 当該地区内の建築物に係る制限の合理化

当該地区内の建築物であって、(2)に係るものについては、容積率制限について用途地域に関する都市計画において定められた数値の1.5倍以下の範囲内で、住宅部分の割合に応じて引き上げるとともに、前面道路幅員による容積率制限及び斜線制限について合理化を行うものとする。また、当該地区内においては、日影規制の適用を除外するものとする。

2 共同住宅の共用の廊下等に係る容積率制限の合理化（建築基準法の改正）

マンション等共同住宅の容積率算定に当たり、共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積については、その延べ面積に算入しないものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の改正については、公布の日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 高層住居誘導地区の決定過程において住民の意見が十分に反映されるよう、地方公共団体を指導すること。
- 2 高層住居誘導地区の目的が十分達成されるとともに、採光、通風、開放性などの点で周辺の良い住環境の確保が図られるよう、道路・公園・河川等の都市施設の整備を推進し、公開空地の確保などについて適切な指導を図ること。
- 3 容積率引上げ等の規制緩和が、地価上昇をもたらすことなく適正な土地利用につながるよう、十分配慮すること。
- 4 高層共同住宅等の整備に当たっては、高齢者、障害者等が安心して居住できるよう、地震・火災等の災害に対する万全の防災対策を講ずること。
- 5 高層住居誘導地区において容積率が引き上げられた建築物について、本来住宅の用に供すべきものの他用途への転用が行われることのないよう、必要な対策を講ずること。

右決議する。

建築士法の一部を改正する法律案（参第8号）

【要旨】

本法律案は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 建築士の説明義務、建築士事務所の開設者の書類の閲覧義務及び書面の交付義務を新たに規定するほか、建築士事務所の登録の規定を改正する。
- 2 建設大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的として設立された公益法人であって、指導、苦情の処理、研修等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、申請により、その業務を行う者として指定することができることとする。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）

【要 旨】

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施状況にかんがみ、同法の有効期限を平成19年3月31日まで延長しようとするものである。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 (衆第15号)

【要 旨】

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を平成14年3月31日まで、5箇年間延長しようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※13	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	衆	9. 1. 31	9. 3. 19	9. 3. 26 可決	9. 3. 28 可決	9. 2. 28	9. 3. 17 可決	9. 3. 18 可決
			○9. 3. 19	参本会議趣旨説明			○9. 2. 28	衆本会議趣旨説明	
※31	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案	〃	2. 10	4. 11	4. 24 可決	4. 25 可決	4. 1	4. 9 可決	4. 10 可決
※32	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	2. 10	4. 11	4. 24 可決	4. 25 可決	4. 1	4. 9 可決	4. 10 可決
39	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案	参	2. 10	3. 12	3. 17 可決	3. 19 可決	4. 8	4. 16 可決	4. 17 可決
57	河川法の一部を改正する法律案	衆	3. 4	5. 15	5. 27 可決	5. 28 可決	4. 18	5. 9 可決	5. 13 可決
64	治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案	参	3. 7	3. 13	3. 21 可決	3. 24 可決	4. 15	4. 18 可決	4. 22 可決
85	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	衆	4. 22	5. 28	6. 5 可決 附帯決議	6. 6 可決	5. 8	5. 21 可決	5. 22 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
8	建築士法の一部を改正する法律案	永田 良雄君 外6名 (9. 6. 4)	9. 6. 5	9. 6. 11	9. 6. 9	9. 6. 10 可決	9. 6. 11 可決	9. 6. 12	9. 6. 13 可決	9. 6. 16 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案	建設委員長 市川 雄一君 (9. 3. 17)	9. 3. 17	9. 3. 18	9. 3. 18	9. 3. 26 可決	9. 3. 28 可決			9. 3. 18 可決
15	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	建設委員長 市川 雄一君 (9. 3. 17)	3. 17	3. 18	3. 18	3. 26 可決	3. 28 可決			3. 18 可決